

県内公立学校におけるブロック塀等の 安全対策等状況調査の結果について

令和2年12月23日付けで文部科学省が公表した「令和2年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査」の県内公立学校の結果をお知らせします。

令和2年9月1日現在

| | 調査対象の 学校数 | 調査対象外と なった学校数 | 安全性を 確保した 学校数 | 安全性に 問題がある ブロック塀等 を有する 学校数 | 内部点検が 未完了の 学校数 | 注意喚起措置 を実施してい る学校数 |
|--------------|--------------|------------------|---------------------|--|----------------------|--------------------------|
| | ※1 【A】 | ※2 【B】 | ※3 【C】 | | | |
| 県立学校 | 60校 | 0校 | 8校 | 17校 | 35校 | 52校 |
| 市町村立 学校 | 479校 | 40校 | 236校 | 35校 | 168校 | 130校 |
| 公立学校 (合計) | 539校 | 40校 | 244校 | 52校 | 203校 | 182校 |

- ※1 【A】は、平成31年4月1日現在（前回調査）で、ブロック塀等を有する学校のうち、[外観に基づく点検、又はブロック内部の点検の結果、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校]、[点検が未完了の学校] 及び[未報告の学校数]と報告した学校が対象。また、特定行政庁等により、調査対象となるブロック塀等と判断した等の理由から、市町村立学校において3校増の修正を行った。なお、【A】 = 【B】 + 【C】 + 【D】 + 【E】
- ※2 前回調査以降に、高さが1～2段程度などの低いブロック塀等について、特定行政庁が「建築基準法上のブロック塀等の塀には該当しない」と判断したものなど。
- ※3 「安全性を確保した」とは、点検により安全性の確認が取れた学校、改修等により安全対策を完了した学校、恒久的な撤去（困障への再整備を含む。）を完了した学校をいう。
- ※4 注意喚起措置の方法：トラロープやトラテープ、三角コーン、コーンバー、単管バリケード等により立入禁止場所を区画し、進入できなくする措置や地震発生時におけるブロック塀等の倒壊の危険性を示す表示の設置等。